

○長与町水道給水条例施行規程

昭和43年4月1日

規程第3号

改正 昭和45年4月7日規程第3号

昭和49年3月30日規程第2号

昭和51年3月1日規程第1号

昭和51年11月1日規程第17号

昭和52年3月24日規程第3号

昭和57年3月23日規程第2号

昭和61年7月4日規程第9号

昭和62年3月31日規程第1号

昭和62年12月21日規程第4号

昭和63年3月31日規程第6号

平成2年3月31日規程第4号

平成3年3月30日規程第4号

平成4年8月10日規程第11号

平成6年5月9日規程第2号

平成9年3月24日規程第1号

平成9年12月26日規程第4号

平成13年3月26日規程第6号

平成15年1月10日規程第1号

平成15年4月15日規程第3号

平成15年10月1日規程第5号

平成16年2月17日規程第2号

平成17年3月31日規程第9号

平成19年1月19日規程第2号

平成23年3月31日規程第5号

平成23年10月31日規程第9号

平成26年2月25日規程第1号

令和元年9月20日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、長与町水道給水条例（平成9年条例第35号。以下「条例」という。）施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例日)

第2条 条例第23条に規定する料金算定の基準となる日は、毎月9日から14日までの間とする。

(公設共用給水装置の分岐制限)

第3条 給水装置は、公設共用給水装置から分岐して設置することはできない。

(共用給水装置の使用)

第4条 町長は、共用給水装置の共用責任者に対し、鍵を交付するものとする。

2 前項の鍵の交付を受けた共用責任者は、共用給水装置の使用を中止し、又は廃止したときは、直ちに町長にその鍵を返還しなければならない。

3 共用責任者は、第1項の鍵を亡失したときは、実費を弁償し、その再交付を受けなければならない。

(利害関係同意書の提出)

第5条 指定給水装置工事事業者は、条例第6条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合 当該給水装置の所有者及び使用者の同意書又はこれに代わる書類

(2) 他人の家屋若しくは土地内に給水装置を設置し、又は他人の家屋若しくは土地を通過して給水装置を設置しようとする場合 当該家屋又は土地の所有者の同意書又はこれに代わる書類

(工事費の算出方法)

第6条 条例第8条第3項に規定する工事費の算出方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準により算出するものとする。

(1) 設計費 次の設計額に応じてそれぞれ定める額又は率とする。

ア 5,000円以上10,000円未満 500円

イ 10,000円以上100,000円未満 4%

ウ 100,000円以上 3%

(2) 材料費 購入価格に、損料その他費用を考慮して20%を加算する。

(3) 運搬費 実費とする。

(4) 労務費 建設協会が規定した基準による1時間当たりの労務費単価を8で除した額とする。

(5) 道路復旧費 当該道路管理者の定めるところによるものとする。

(6) 諸経費 総工事費から町納金を除いた額に20%を乗じた額とする。

(7) その他費用 前各号以外で町が指示した額とする。

(水道施設の損傷等の原因者負担)

第7条 条例第11条第4項に規定する町長が別に定める額は、復旧に要する修繕費の額及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(1) 水道料金 次の水道施設の損傷の区分に応じて定める推定漏水量料金

ア 1時間以内の漏水 2,000円

イ 1時間を超える漏水 10,000円

(2) 水道管理費 修繕費（指定業者が修繕したときは、その請求額）の額に、復旧に要した時間、及びバルブ操作を考慮し、20%以内を乗じた額。ただし、正規の勤務時間外、勤務を要しない日及び休日ときは100分の125、深夜に及ぶときは100分の150をその額に乗じた額

(3) 迷惑料 次の水道施設の管径に応じてそれぞれ定める額

ア 50m/m以下のもの 20,000円

イ 50m/mを超え75m/m以下のもの 50,000円

ウ 75m/mを超え100m/m以下のもの 85,000円

エ 100m/mを超え150m/m以下のもの 186,000円

オ 150m/mを超えるもの 265,000円

カ 管径のない水道施設 修繕費並びに第1号及び第2号に掲げる額の合計額に20%を乗じた額

2 前項第3号に掲げる迷惑料は、復旧に要した時間及び影響世帯数を考慮し、加算することができる。

3 第1項各号の請求は、次の各号のいずれかに該当した場合に行うものとする。

(1) 事前調査及び町による管路立会いを受けずに工事を施工し水道管を破損したとき。

(2) 立会いの時の指示が守られなかったり、重過失又は故意により水道に損害を与えたと判断されるとき。

(3) 前2号以外の場合において、町長が補償を請求すべきであると認めるとき。

（専用給水装置とみなす受水槽）

第8条 受水槽の設備のあるアパート及びこれに類する住宅で入居者がそれぞれ単独に水道により供給された水を使用することができる設備があるときは、その設備は専用給水装置とみなす。

（メーター集中検針設備の設置）

第9条 前条に定める設備について、水道設置者及び所有者又は管理者が条例第24条の規定により子メーターを設置するときは、遠隔指示メーター等によって各子メーターの検針が1か所でできる設備（以下「メーター集中検針設備」という。）を設置しなければならない。ただし、条例第22条に定める料金を受水槽の上流に設置したメーターにより算定するときは、この限りでない。

2 アパート及びこれに類する住宅で、独立した区画（室）を譲渡する目的で建設されたもの（以下「分譲マンション等」という。）は、メーター集中検針設備を設置しなければならない。

3 前2項に定めるメーター集中検針設備の設置及び維持管理に要する経費については、設置者及び所有者又は管理者が負担しなければならない。

(水道メーターの口径決定基準)

第10条 新設工事の水道メーターの口径決定基準は、次の表に掲げるとおりとする。

(直結式給水の場合)

口径	給水栓数	口径	給水栓数
13m/m	1栓以上9栓以下	30m/m	流量計算による。
20m/m	9栓を超え12栓以下	40m/m	流量計算による。
25m/m	12栓を超え22栓以下	50m/m	流量計算による。

2 前項に定める基準に関し、次に掲げる給水栓は、1栓を0.5栓に換算して当該基準を適用するものとする。ただし、この換算は、住宅における同時使用率の低いもののみ適用するものとし、旅館、工場、学校、駅等の洗面所、手洗場その他の同時使用率の高いものについては、この換算を行わないものとする。

- (1) 洗面器水栓
- (2) シャワー
- (3) 便所手洗用

3 分岐水栓を用いて取り付けられた瞬間湯沸器（給湯する箇所が2か所以下の物に限る。）については、第1項に定める基準を適用しないものとする。

4 増設工事の水道メーターの口径決定基準は、工事竣工後の給水栓数に応じ、第1項に定める基準によるものとする。

(加入金)

第11条 条例第28条第1項第1号の規定による町長が別に定める加入金の額は、次の各号に掲げるメーターの口径の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 40m/m メーターの口径が13m/mの場合の加入金の額に19.22を乗じた額
- (2) 50m/m メーターの口径が13m/mの場合の加入金の額に34.56を乗じた額
- (3) 75m/m メーターの口径が13m/mの場合の加入金の額に100.00を乗じた額

(加入金の徴収の適用除外)

第12条 給水装置の新設工事又は改造工事が次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を徴収しないものとする。

- (1) 土地区画整理地内の既設の給水装置を新設工事の竣工までに撤去し、同口径のメーターによる給水装置を新設するとき。
- (2) 使用期間が1年未満の臨時用給水装置を新設するとき。
- (3) 既設の給水装置を同口径のメーターによる給水装置で布設替えするとき。
- (4) 受水槽方式を直結方式に切り替えるとき。

2 前所有者が転居後1年以上経過した給水装置を取得した新所有者には、前項第3号は、適用しない。ただし、前所有者と親子関係がある場合はこの限りでない。

(加入金の徴収基準)

第13条 条例第28条に定める加入金の徴収については、次の各号の区分による。

- (1) 受水槽を設置するときは、受水槽上流のメーター口径による。
- (2) 条例第24条の規定による子メーターを設置するとき、及び分譲マンション等で子メーターを設置するときは、各子メーターの口径による。
- (3) 私設消火栓を設置するときは、そのメーター口径による。

2 前項第1号及び第2号がともに該当するときはいずれか高い方の額となる規定を適用する。

(工事負担金及び水源負担金の適用対象)

第14条 条例第29条第1項に規定する工事負担金及び水源負担金（以下「負担金」という。）の適用対象は、長与町土地開発に関する条例（昭和52年条例第10号。以下「開発条例」という。）第3条の規定が適用される住宅団地施設、アパート、分譲マンション等とする。ただし、開発条例に基づき負担金を納入されたものは、この限りでない。

(工事負担金及び水源負担金の算出基礎)

第15条 1日最大計画使用水量並びに条例第29条第3項の規定により定める工事負担金及び水源負担金の算出方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 1日最大計画使用水量 次の式による。
1人1日最大使用水量（最新の水道事業経営変更認可申請書の値とする。）×給水予定人口（計画戸数×前年度末1世帯当たり人員とする。）
- (2) 工事負担金 次の式による。
1立方メートル当たり建設工事（見込）費×1日最大計画使用水量×1.1
- (3) 水源負担金 次の式による。

新規水源等開発費×1日最大計画使用水量×1.1

2 前項第1号に定める1人1日最大使用水量及び給水予定人口について、住居規模の不明確なものにあつては、町長が別に定める算定基準により算出する。

3 第1項第2号及び第3号に定める工事費等は拡張事業費及び新規水源開発（見込）費を基にそれぞれ当該年度ごとに算出する。

4 同一業者が連続施工の結果条例第29条第1項に該当することとなったときは、前各項を適用する。

(分岐工事負担金)

第16条 条例第30条第1項第3号に規定する別途定める分岐料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める式によるものとする。

- (1) 口径25m/m以上50m/m以下 $165,000円 \times 戸数$
- (2) 口径50m/mを超えるもの $605,000円 \times 1日最大給水量 (m^3)$

(3) 営業用(工場等) 605,000円×1日最大給水量(m³)

2 前項の戸数が不明のときは、次の表に掲げる基準戸数を適用するものとする。

口径	基準戸数
25m/m	5戸
30m/m	10戸
40m/m	20戸
50m/m	30戸

(メーターの弁償)

第17条 条例第16条第3項の規定によるメーターの弁償額は、当該メーターの価額から使用年数に応じて償却した額を差し引いた額とする。

(使用水量の端数計算)

第18条 当月分の使用水量に1m³未満の端数があるときは、その端数は、翌月分に算入する。ただし、給水装置の使用を廃止した月の使用水量に1m³未満の端数があったときは、その端数は、切り捨てる。

(口径別の定義)

第19条 条例第22条第1項の表口径の欄の区分は、次に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 13m/m メーター13m/mを使用の場合
- (2) 20m/m メーター20m/mを使用の場合
- (3) 25m/m メーター25m/mを使用の場合
- (4) 30m/m メーター30m/mを使用の場合
- (5) 40m/m メーター40m/mを使用の場合
- (6) 50m/m メーター50m/mを使用の場合
- (7) 75m/m メーター75m/mを使用の場合

(水道料金等の納期限)

第20条 水道料金、修理費等の納期限は、次の各号に掲げる納付方法に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 納入通知書により納付する場合 当該納入通知書の発行日が属する月の月末とする。
- (2) 口座振替により納付する場合 毎月28日とする。ただし、その日が取扱金融機関の休業日であるときは、その翌営業日とする。

(水道料金の支払請求権の放棄)

第20条の2 条例第34条の2の規定により放棄する水道料金の支払請求権は、次の各号のいずれかに該当するもので、消滅時効の完成した日から起算して5年を経過したものとする。

- (1) 債務者が死亡し、その債務を相続する者がいないもの

- (2) 債務者の所在が不明であるもの
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条その他法令の規定により、債務者が水道料金債務を免れたもの
- (4) その他町長が認めるもの
（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第21条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、小規模簡易専用水道の維持管理指導要領（59環第264号長崎県環境部長通知）に定める管理基準に基づいた管理、及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

（諸様式）

第22条 条例及びこの規程による諸様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 給水開始・廃止申込書（様式第1号）
- (2) 給水装置工事申込書（様式第2号）
- (3) 給水装置口径変更届（様式第3号）
- (4) 消火栓使用許可申請書（様式第4号）
- (5) 材料検査願申請書（様式第5号）
- (6) メーター検査請求申請書（様式第6号）
- (7) 給水装置代理人管理人の届書（様式第7号）
- (8) 共用給水装置使用者総代理人（変更）届（様式第8号）
- (9) メーター検針票（様式第9号）
- (10) メーター取替申請書（様式第10号）
- (11) 納入通知書兼領収書（公）（様式第11号）

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月7日規程第3号）

この規程は、昭和45年5月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月30日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月1日規程第1号）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年11月1日規程第17号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月24日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月23日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年7月4日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和61年6月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月31日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年12月21日規程第4号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日規程第6号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規程第4号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規程第4号）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年8月10日規程第11号）

この規程は、公布の日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則（平成6年5月9日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日以後の給水装置工事申込書受付分から適用する。

附 則（平成9年3月24日規程第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月26日規程第4号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（要領の廃止）

2 長与町水道給水条例施行規程に関する取扱要領（平成3年要領第1号）は廃止する。

附 則（平成13年3月26日規程第6号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月10日規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月15日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

附 則（平成15年10月1日規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月17日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規程第9号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月19日規程第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規程第5号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日規程第9号）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日規程第2号）

この規程は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

様式第1号



給水使用開始届

長与町水道局

TEL 095-883-1111

FAX 095-883-1990

①

申込日付 年 月 日 届出人住所

開始日付 年 月 日 氏 名 印

電話番号

		<input type="checkbox"/> 新名義人		<input type="checkbox"/> 同一名義人	
使用者番号					
給 水 使 用 場 所	住 所				
	アパート名等				
	店舗名等				
	フリガナ			家族 人員	
	氏 名				
電話番号	（自宅・携帯 実家・会社）				
納付書郵送先 (別住所に送付希望の場合)					
転入前住所 または 本 籍 地					
用 途		家庭用 ・ 営業用 ・ 工場用 ・ その他			
管理不動産名		電話番号			
備 考					

様式第3号

No. _____			
給 水 装 置 口 径 変 更 届			
設 置 場 所	長与町	郷	番地
水道検針コード 番号		変更前 メーター番号	
変更前の口径	mm	変更 年 月 日	年 月 日
変更後の口径	mm		
上記のとおり口径の変更をしたいのでお届けします。			
年 月 日			
		使用者住所 長与町	郷 番地
		氏 名	印
長与町長	様		

様式第4号

No. _____		消火栓使用許可申請書			
設 置 場 所	長与町 郷				
使 用 目 的					
使 用 日 時		月	日	時	分から
		月	日	時	分まで
				時間	分間
<p>上記のとおり消火栓を使用したいので許可されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">使用者住所 長与町 郷 番地</p> <p style="text-align: right;">ふりがな 氏 名 ㊟</p> <p>長与町長 様</p>					

註 消火等公共の消防用に使用した場合は事実を証する書類を添付すること。

様式第5号

No. _____

材 料 検 査 願 申 請 書

品 名	形状寸法	単 位	数 量	備 考

上記の材料を使用したいので検査を申請します。

年 月 日

申請者 住 所
ふりがな
氏 名

長与町長 様

⑩

様式第6号

メーター検査請求申請書

設置場所	長与町 郷 番地 号(方)				
器 種	口 径	番 号	前月使用量	今月使用量	特 記
	m/m				

上記のメーターは異状があると認められるので検査を請求します。

年 月 日

請求者 住所

氏名



長与町長 様

様式第7号

No. _____					
給水装置代理人管理人の届書					
設置場所					
水栓番号	第 号	種別		選定異動年月日	年 月 日
代 理 人	住 所 長与町 郷 番地				
	ふりがな 氏 名				
新代理人	住 所 長与町 郷 番地				
	ふりがな 氏 名				
<p>上記のとおり代理人を ^{選定した} 変更した のでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 住 所 ふりがな 氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p>長与町長 様</p>					

様式第8号

No. _____						
共用給水装置使用者総代理人(変更)届						
設置場所	長与町	郷	番地			
水栓番号	第 号	選 定 変 更 年 月 日	年 月 日			
総 代 人	住 所	長与町	郷	番地		
	ふりがな					
氏 名						
上記のとおり総代理人を選定(変更)したいのでお届けします。						
年 月 日						
共用給水装置使用者						
住 所	氏 名	印	住 所	氏 名	印	
長与町長 様						

水道メータ検針票			
使用者番号		口径	
メータ番号		m/m	
氏名	様		
区分	検針日	メータ指針	使用水量
今月		① m ³	①-② m ³
前月		② m ³	m ³
今月分請求予定額			
水道料金	円	内消費税等	円
下水道使用料	円	内消費税等	円
合計金額	円		
上記のとおり検針致しました。尚、今月分請求予定額につきましては上記メータの使用水量に基づく金額です。			
前月分口座振替済通知書			
口座振替日			
水道料金	円		
下水道使用料	円		
合計金額	円		
金融機関	支店名		
	口座番号		
口座番号等の表示を希望の方は、ご連絡ください。			
上記のとおり口座振替済であることを通知します。			
お知らせ			

水道料金									
口径 種別	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)						
	水量	金額	9~ 20m ³	21~ 30m ³	31~ 50m ³	51~ 70m ³	71~ 100m ³	101~ 300m ³	301m ³ 以上
13m/m	8m ³	990円	220円	264円	264円	308円	308円	352円	396円
20m/m	8m ³	1,320円	220円	264円	264円	308円	308円	352円	396円
25m/m	30m ³	6,930円			264円	308円	308円	352円	396円
30m/m	50m ³	12,430円				308円	308円	352円	396円
40m/m	70m ³	20,350円					308円	352円	396円
50m/m	100m ³	31,460円						352円	396円
75m/m	300m ³	104,500円							396円

計算例：メータ口径が13m/mで使用水量が23m³のとき

$$990円 + (220円 \times 12m^3) + (264円 \times 3m^3) = 4,422円$$

下水道使用料

種別	区分	汚水量	金額
		基本使用料	
一般 汚水	従量使用料 (1m ³ につき)	1~10m ³	20円
		11~30m ³	180円
		31~50m ³	190円
		51~100m ³	310円
		101m ³ 以上	370円


計算例：汚水量35m³のとき

$$(960円 + (20円 \times 10m^3) + (180円 \times 20m^3) + (190円 \times 5m^3)) \times 1.1 = 6,281円$$

料金等には、消費税等が含まれます。

◎《漏水の簡単な確認方法》

すべての蛇口をしめ、水洗トイレなどで水を使用していないとき、水道メータ(パイロット)が動いていれば、漏水しているおそれがあります。



水道局へ調査を依頼してください。 (水道メータ器)

◎水道、下水道、汲取を廃止されるときは、事前に連絡してください。

◎水道メータ器付近に、物を置いたり、通り道に犬をつながないでください。検針できない場合は、前月使用水量等で請求させていただきますので、ご了承ください。

◎口座引落日は、毎月28日です。但し、その日が休業日の場合は、翌営業日となります。

様式第10号

メーター取替申請書

設置場所	長与町 郷 番地 号(方)				
器 種	口 径	番 号	指 針	取付年月日	取 替 理 由

上記メーターは故障と認められますので取替えられますよう申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名



長与町長 様

様式第11号

長与町水道事業
納入通知書兼領収書(公)
年度 通知番号

長与町水道事業
領収済通知書(公)
年度 通知番号

長与町水道事業
領収済通知書控(公)
年度 通知番号

納入者住所氏名		様
---------	--	---

納入者住所氏名		様
---------	--	---

納入者住所氏名		様
---------	--	---

金 (内消費税等相当額)	額	()	円
-----------------	---	-----	---

金 (内消費税等相当額)	額	()	円
-----------------	---	-----	---

納入金額	額		円
------	---	--	---

内 訳	円

内 訳	円

科 目	円

摘要	
----	--

摘要	
----	--

上記の金額を納付します。

上記のとおり納入して下さい。
年 月 日
印

上記金額を納入しましたから通知します。

納入場所は裏面に記載してあります。
上記の金額を領収しました。
長与町水道事業企業出納員
長与町水道事業収納取扱金融機関(納入者保管用)

領収日付印

長与町水道事業企業出納員 様

領収日付印

(長与町水道課保管用)

領収日付印

(金融機関保管用)

〈納入場所〉

○役場会計課

○収納取扱金融機関

十八銀行、親和銀行、長崎三菱信用組合、長崎銀行、たちばな信用金庫、九州労働金庫、長崎西彼農業協同組合の各本支店

注) この領収書に領収印なきもの、訂正されたものは無効です。又紛争を避ける為5年間は保存して下さい。

長与町嬉里郷659番地1 長与町水道局 水道課
TEL(代) 883-1111